

入居者との面会について

新型コロナウイルス感染症による新規感染者数が、近県においても縮小の気配もなく、全国の一部では緊急事態宣言も発令される状況となっています。当施設においても、適切な感染防止対策を更に徹底しなければならない状況になってまいりました。

そこで、当施設に訪れられる面会者との面会条件を次のとおりとさせていただきます、面会の際には守っていただきますようお願いいたします。

○適正な体温でない方、体調が悪い方は面会出来ません。

○富山県の面会者

- ・面会票を記載され、事務所へ提出してください。
- ・感染対策を行った上、居室で短時間の面会をお願いいたします。

○富山県以外（特定の県）の面会者

- ・面会する前日までに事務所へ連絡していただきますようお願いいたします。

その際にお伝えすることは、

- 1 いつ（何日何時から）誰とご面会を希望されるか。
- 2 1について、入居者とご連絡されたかどうか。
- 3 入居者と直接の面会は出来ません。正面玄関横の扉を挟んでの短い間（約10分）の面会で、職員が立ち会わせていただきます。他の場所での面会は、自粛していただきますようお願いいたします。
- 4 物の受け渡しは、ご遠慮願います。
- 5 介護支援者の方は、上記に限らず面会出来ます。

以上、面会される入居者だけではなく、施設入居者全員のためにも守っていただきますようお願いいたします。

令和3年1月6日

ケアハウスおやべ施設長

「感染対策」とは、体調管理、検温、マスク着用、手洗い・掌消毒の徹底。

介助支援者認定制度の創設

ケアハウスおやべ

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、ケアハウスおやべ入居者と面会者の面会制限に伴い、入居者と面会できない特定の県からの面会者で、面会出来ないことにより入居者の居住環境・体調管理等が悪化に繋がらないよう介護支援者認定制度を創設するもの。

1 介護支援者の目的

- (1) 入居者居住環境向上の目的で、ケアハウスおやべによく訪れられる親族や介護支援業者。
- (2) (1) の他、入居者の体調維持・向上の目的で、ケアハウスおやべによく訪れられる親族や介護支援業者。(病院送迎等を含む。)
- (3) その他、入居者に必要な手続・行為を行う目的で、ケアハウスおやべによく訪れる親族。

2 介護支援者の認定資格

- (1) 介護支援者は、常日頃、感染対策「体調管理、検温、マスク着用、手洗い・掌消毒等の徹底」に務めること。
- (2) 介護支援者は、過去2週間、新型コロナウイルス感染拡大している地域へ行っていないこと。
- (3) 介護支援者は、新型コロナウイルス感染者との濃厚接触が無いこと。
- (4) その他、ケアハウスおやべ施設長が特に必要と認める者。
- (5) 介護支援者は、上記(1)～(3)を守る宣誓書に署名することとし、守れない場合には、当施設に入らないこととする。

3 介護支援者の表示・権利委譲の禁止

- (1) 介護支援者は、介護支援者認定証を衣服の上に表示すること。
- (2) 介護支援者認定証の権利は、他の人に委譲できないこととする。

4 介護支援者の認定廃止

- (1) 感染症対策の特定の県でない者。
- (2) ケアハウスおやべ施設長から認定廃止とされた者。

以 上